東京大学医科学研究所　附属ヒトゲノム解析センター　公共政策研究分野

募集要項　特任研究員（特定有期雇用教職員）

職名及び人数	特任研究員　　1～2 名
契約期間	原則として 2027 年 4 月 1 日（応相談）　～　2028 年 3 月 31 日
更新の有無	更新する場合があり得る。 更新する場合は 1 年ごとに行うが、更新回数は 4 回、在職できる期間は 2032 年 3 月 31 日を限度とし、以後更新しない。 更新は、予算の状況、従事している業務の進捗状況、契約期間満了時の業務量、勤務成績、勤務態度、健康状況等を考慮のうえ判断する。
試用期間	採用された日から 14 日間
就業場所	医科学研究所 附属ヒトゲノム解析センター　公共政策研究分野 （東京都港区 白金台４－６－１ 東京大学 白金台キャンパス） 研究室ウェブサイト： https://www.pubpoli-imsut.jp/index.php 変更の範囲：原則同一部局内
業務内容	公共政策研究分野では、生命科学・医科学に関する ELSI を中心に幅広く人文・社会科学の研究プロジェクトを実施している。本公募では、感染症に関する緊急時の医薬品・ワクチン開発や、認知症早期予測・予防、がん等のゲノム解析に伴う ELSI を中心とした研究プロジェクト等に関連した以下の業務内容を実施する研究職を募集する。 ・研究プロジェクトに関連した量的・質的研究または法制度面に関する研究 ・研究プロジェクトが実施する各種イベントの企画立案・運営（出張あり） ・研究倫理に関する支援・相談対応 ・その他、研究プロジェクトに付随する対外的な調整業務等 変更の範囲：配置換、兼務及び出向を命じることがある。
就業時間	専門業務型裁量労働制により、１日 7 時間 45 分勤務したものとみなされる。
休日	土・日、祝日、年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）
休暇	年次有給休暇、特別休暇　等
賃金等	年俸制を適用し、業績・成果手当を含め月額 35 万円～40 万円程度（資格、能力、経験等に応じて決定する）、通勤手当（原則 55,000 円／月まで）
加入保険	法令の定めにより文部科学省共済組合、雇用保険、労災保険に加入
応募資格	（１）博士の学位（採用日までに取得見込みを含む） （２）英語による情報収集、学会発表、論文作成の能力を有すること。 （３）研究倫理、公衆衛生倫理、生命倫理、ELSI 研究、ヘルス／リスクコミュニケーションなどに関連する研究業績を有すること。 （４）研究室内外の関係者と円滑にコミュニケーションを図り、連携して共同研究、業務を遂行できること。

	（５）公衆衛生、臨床試験・治験、および医学研究・医療開発に関連する法令・指針に関する専門知識があることが望ましい。 （６）量的調査（統計ソフトを用いたデータ分析）または質的調査の知識・ 経験を有することが望ましい。
提出書類	１）履歴書（東京大学統一履歴書フォーマット） https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/jobs/r01.html ２）業績リスト（書式自由、主要２点に〇をつけること） ３）これまでの研究業績・経験の概要、応募理由、今後の研究・業務に対する抱負をまとめたもの（書式自由、図表を含めて A4 用紙３枚以内） ４）応募者について照会可能な方の氏名、連絡先（１名以上） ５）着任時期や働き方について配慮を求める事項（もしあれば）
提出方法	上記の１）～５）の書類を１つの PDF ファイルにまとめて、メールの件名を「特任研究員応募書類（氏名）」とし、下記アドレス宛にメールでお送り下さい。 E-mail：pubpoli[at]ims.u-tokyo.ac.jp（[at]を＠に変えて送信してください。） ※３日以内に受信確認メールが届かない場合はお問い合わせ下さい。
応募締切	2026 年 12 月 14 日（月）必着 ただし、適任者の採用が決まり次第、募集を締め切ります。 書類選考の上、合格者に対し日本語及び英語で面接を実施します。できれば白金台キャンパスにおける対面での面接としますが、オンライン会議システムによる面接となる場合もあります。なお､面接等に要する交通費・宿泊費等の支給はありませんので予めご了承ください｡選考結果については、メールにてご連絡いたします。
問い合わせ先	E-mail：pubpoli[at]ims.u-tokyo.ac.jp 〒１０８－８６３９ 東京都港区白金台４－６－１ 東京大学医科学研究所 ヒトゲノム解析センター 公共政策研究分野
募集者名称	国立大学法人東京大学
受動喫煙防止措置の状況	敷地内禁煙
その他	・応募の秘密は厳守し、取得した個人情報は、本人事選考以外の目的には利用しません。 ・応募書類は返却いたしませんので、ご了承ください ・「東京大学男女共同参画加速のための宣言」に基づき、女性の積極的な応募を歓迎します。 ・採用時点で、外国法人、外国政府等と個人として契約している場合や、外国政府等から金銭その他の重大な利益を得ている場合、外為法の定めにより、一定の技術の共有が制限され、結果として本学教職員としての職務の達成が困難となる可能性があります。このような場合、当該契約・利益については、職務に必要な技術の共有に支障のない範囲に留める必要があります。